

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人札幌大学寄附行為に定める評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員は無報酬とする。

(退職慰労金)

第3条 退職慰労金は功労金を評議員に、次の算定により支給する。

1万円×在任年数

2 前項の在任年数について、1年に満たない月数については、当該月数を12で按分した年数（1月未満の端数は1月に切り上げ）とする。

(費用)

第4条 評議員には、学校法人札幌大学非常勤役員の出張旅費に関する規程を準用して、評議員としての職務の執行に係る旅費を支給する。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。